

2025年10月3日
日本原子力発電株式会社

東海第二発電所 安全性向上対策工事における協力会社社員の負傷について

2025年10月2日、東海第二発電所[※] 構内西側エリア（非管理区域）において、安全性向上対策工事に伴う塗装作業をしていた協力会社社員が、工事用足場（高さ約2m）から落下し負傷したことから、11時16分に救急車を要請し病院に搬送しました。

（2025年10月2日お知らせ済み）

その後、搬送先の病院において、左鎖骨骨折、右肋骨骨折、気胸により、1週間程度の入院・加療が必要と診断されました。

作業関係者への聞き取りの結果、被災者はハーネス型墜落制止用器具による落下防止措置を講じていましたが、作業終了に伴い現場を離れるため、一時的に落下防止措置を解除し、足場間を移動しようとした際に落下したことを確認しました。

本事象については、再発防止のため、直ちに全協力会社へ事象の周知と注意喚起を行うとともに、すべての足場上の作業を中断して足場の点検を行い、協力会社及び当社社員が現場にて安全確認を実施しています。また、今後、必要な是正処置を講じてまいります。

※：沸騰水型軽水炉、定格電気出力110万キロワット。第25回定期事業者検査中。

添付資料：東海第二発電所 安全性向上対策工事における協力会社社員の負傷について

以 上

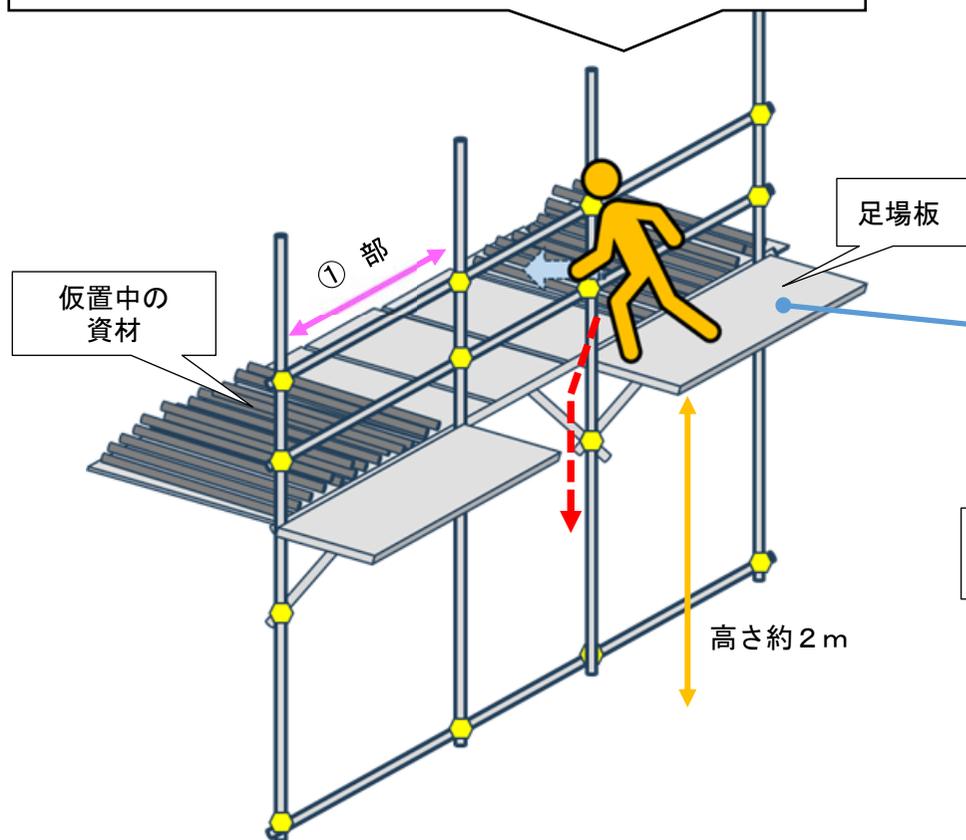
このページでは、機器の軽度な故障等で、法令の定めでは国への報告の必要がなく、トラブルとされていない情報（保全品質情報[※]）等を掲載しています。

※保全品質情報：国へ報告する必要のない軽微な事象であるが、設備の信頼性を向上させる観点から電力各社はもとより、産官学で情報共有化することが有益な情報です。

東海第二発電所 安全性向上対策工事における協力会社社員の負傷について

【事象発生イメージ】

ハーネス型墜落制止用器具による落下防止措置を講じていたが、作業終了に伴い現場を離れるため、一時的に落下防止措置を解除し、足場間を移動しようとした。仮置中の資材があり通行しにくい状況であったことから、近傍の足場（①部）へ開口部を跨ぎ移動しようとした際に落下した。（高さ約2 m）



【事象発生現場写真】

